

議事日程（第4号）

平成25年6月13日（木）午後1時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1番 村上源吉君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 嶋原利光君	5番 高橋道也君	6番 菅野清一君
7番 菅野意美子君	8番 新関善三君	9番 菅野正彦君
10番 黒沢敏雄君	11番 五十嵐謙吉君	12番 高野善兵衛君
13番 石河清君	14番 遠藤宗弘君	15番 斎藤博美君
16番 佐藤喜三郎君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	伊藤智樹君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	佐藤修一君	会計管理者	寺島喜美夫君
保健福祉課長	菅野浩市郎君	建設水道課長	斎藤和弘君
原子力災害対策課長	沢口進君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長	仲江泰宏君	生涯学習課長	丹野雅直君
総務課長補佐	大内彰君	監査委員	斎藤庸夫君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書記 橋本文雄

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

陳情の審査結果報告

付託議案等の審査結果報告

議案第47号 専決処分の報告及びその承認について

（専決第1号 川俣町税条例の一部を改正する条例）

（質疑・討論・採決）

議案第48号 専決処分の報告及びその承認について

（専決第2号 平成24年度川俣町一般会計補正予算（第10号）

（質疑・討論・採決）

- 議案第 49 号 専決処分の報告及びその承認について  
(専決第 3 号 平成 24 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算  
(第 4 号))(質疑・討論・採決)
- 議案第 50 号 専決処分の報告及びその承認について  
(専決第 4 号 平成 24 年度川俣町介護保険特別会計補正予算  
(第 3 号))(質疑・討論・採決)
- 議案第 51 号 専決処分の報告及びその承認について  
(専決第 5 号 平成 24 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 3 号))(質疑・討論・採決)
- 議案第 52 号 専決処分の報告及びその承認について  
(専決第 6 号 平成 24 年度川俣町奨学資金特別会計補正予算  
(第 1 号))(質疑・討論・採決)
- 議案第 53 号 川俣町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例  
(質疑・討論・採決)
- 議案第 54 号 川俣町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改  
正する条例(質疑・討論・採決)
- 議案第 55 号 川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例(質疑・討論・採決)
- 議案第 56 号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(質疑・討論・採決)
- 議案第 57 号 平成 25 年度川俣町一般会計補正予算(第 1 号)(質疑・討論・採決)
- 議案第 58 号 平成 25 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)  
(質疑・討論・採決)
- 議案第 59 号 平成 25 年度川俣町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)  
(質疑・討論・採決)
- 議案第 60 号 平成 25 年度川俣町水道事業会計補正予算(第 1 号)  
(質疑・討論・採決)

#### 追加日程

- 発議第 6 号 川俣町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 発議第 7 号 川俣町庁舎建設特別委員会設置に関する決議
- 発議第 8 号 東京電力福島第一原子力発電所事故に関する損害賠償請求権時効を排  
除する立法措置を求める意見書

所管事務調査について

職員の派遣について

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午後2時40分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 会議を進める前に申し上げます。

本日も気温が上がっておりますので、上着を脱がれる方は脱いで結構です。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において11番議員 五十嵐謙吉君、12番議員 高野善兵衛君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2，これより常任委員長から陳情の審査結果について、報告を行います。

はじめに、総務文教常任委員長、報告願います。総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（菅野正彦君） 総務文教常任委員長の菅野正彦です。陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託された陳情は、6月12日、審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号	件名	審査結果	意見
4	国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を除外する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情	採択	意見書提出

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 陳情第4号「国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を除外する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情」を採決いたします。

この陳情に対する総務文教常任委員長の報告は、採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、継続審査となっておりました陳情第1号「「＜協同労働の協同組合法＞の速やかな制定を求める意見書」採択を求める陳情」について、

産業建設常任委員長より報告願います。産業建設常任委員長。

- 産業建設常任委員長（黒沢敏雄君） 産業建設常任委員長の黒沢です。陳情の審査結果を申し上げます。

本委員会に付託された陳情は、6月12日、審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号	件名	審査結果	意見
1	「＜協同労働の協同組合法＞の速やかな制定を求める意見書」採択を求める陳情	不採択	

以上です。

- 議長（佐藤喜三郎君） 陳情第1号「＜協同労働の協同組合法＞の速やかな制定を求める意見書」採択を求める陳情」を採決いたします。

この陳情に対する産業建設常任委員長の報告は、不採択です。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

- 議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

- 議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第3，議案第47号「専決処分の報告及びその承認について（専決第1号 川俣町税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

- 議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

- 議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第4，議案第48号「専決処分の報告及びその承認について（専決第2号 平成24年度川俣町一般会計補正予算（第10号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 何点か質問させていただきます。

まず、10ページ、収入で固定資産税あるんですけど、現年度課税分で土地が560万円伸びているんですよ。この伸びた要因は何なのかお知らせをいただきたいと思います。

それから12ページ、震災復興特別交付税が1,189万7,000円あるんですけども、これは何の事業というか、対象は何について交付税が来たのかお知らせをいただきたい。

それから14ページ、災害救助費繰替支弁金1,500万円あるんですが、これの対象経費は何なのかお知らせをいただきたい。

それから16ページ、東日本大震災復興基金繰入金約2,600万円減額になっているんですが、減額する理由についてお知らせをいただきたい。

それから18ページ、後期高齢者会計繰入金、補正前の額1,000円に対して、16万6,000円ほど専決で後期高齢からも来ているんですが、これは何の事業に充当するために、後期高齢者会計から繰り入れするのかお知らせをいただきたい。

それから歳出ですが、20ページ、本庁舎の解体工事費2,600万円も減額になっているんですが、減額の理由と確定時期はいつだったのか。同じく川俣精練解体も110万円ほど減額になっていますが、確定時期はいつか。

続いて22ページ、復興事業基本構想、これも1,000万円ほど減額になっているんですが、これの確定時期はいつなのかお知らせをいただきたいと思います。

それから20ページ、県一般農道小島地区負担金2,210万円、これたぶん皆減だと思ってしまうんですけど、長い間深海地区の方要望してまして、継続事業で早くやってくれというようなことだった。ようやく予算が県のほうで付いたんだけど、これ全額たぶん当初予算で取ったのをこれ減額になったんですけど、なんで全額、減額になったのかをお知らせいただきたい。

それから32ページ、峠の森自然管理費が180万円ほど減額になっているんですが、その中で修繕料73万7,000円減額なんですね。行ってみれば分かる通り、峠の森の水車は回ってなくて久しくてもう板はぼろぼろね。あと水車にかかる水路は、地震のときに崩落したままぶん投げてあるわけね。だから、水車は回ってないんですけど、修繕しないで減額して、修繕しないというのはどういう理由なのか、予算があつたのに修繕もしないで落とすというのはどういうことなのか。また、何百万円もかけて直すようになると私は思うんですよ、あのまま放置してお

けば。なんで減額なのかお知らせをいただきたい。

それから36ページ、町道米子田線ほぼ予算半分になったんだと思うんですね。工事費、公有財産購入費、賠償金含めまして1,000万円の減ですから。工事はやったようなんですけど、最初にとった工事費が過大だったのか、事業が何か変更になったのか、なんでこれだけ減額になるのかお知らせをいただきたい。で、確定したのは、いつなのかということでもあります。以上、お知らせをください。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいま一般会計補正予算の18ページの後期高齢者からの繰り入れの関係でございますが、平成23年度の特別徴収分保険料還付金でございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

まず、30ページでございます県一般農道小島地区の負担金でございますが、今年度におきまして委託設計のみ工事等の発注がございませんでしたので、それに伴います減額でございます。今年度のやる予定ということで聞いておりますので、そちらに併せまして、また、改めて予算の計上をさせていただきたいと思っております。

続きまして、次のページでございます峠の森の水車のほうの件でございますけれども、これ修繕をやりまして、竣工した後に新たに破損したのが今の状況でございますので、このときの時点では工事等で余った段階で破損はしておりませんでした。その後、工事直して、改めてまた破損したものですから、これに関しましては、新年度で壊れているのを確認しておりましたので、改めて計上させていただきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤修一君） 質問にご答弁申し上げます。

固定資産税、現年分の伸びということでございますが、収納率の向上、当初96%で見えておりましたが、収納実績により97.25%と上方修正して今回、見積もったところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

本庁舎解体工事の減額でございますが、これ入札執行による請差でございます。入札につきましては、24年の12月10日の入札をしてございます。

以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤和弘君） 36ページの町道米子田2号線の減額した内容でございますが、これは事業確定に伴う減額補正ということで、事業のほうは繰り越しとなっております。工事は平成25年の4月30日に、現在は完成をいたしております。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 聞こえるように。

○建設水道課長（齋藤和弘君） 工事は繰越手続きをしまして、4月30日に現在は完了しているということでございます。以上、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） あとは今、企画財政課長の答弁なのですが、今、ちょっと調に席を外しましたので。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 暫時休議いたします。 （午後2時54分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。 （午後2時56分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長、答弁願います。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

はじめに、予算書の12ページに記載のあります震災復興特別交付税1,189万7,000円でございますが、1,189万7,000円につきましては、全額災害復旧事業費にかかる費用で、これは通常の災害復旧事業のほかにかつ家屋の全壊・半壊に応じた戸数割の費用も震災復興特別交付税として算入をされたものでございます。すべて災害にかかるもので1,189万7,000円の増額でございます。

次に、14ページの災害救助費の繰替支弁金1,507万3,000円ですが、この支弁金につきましては、平成23年7月から23年9月分にかかる費用で、一番大きい費用としては、避難所の設置費用789万1,000円、それから炊き出し等による食品等の給付費167万8,000円、それから職員の時間外勤務手当の事務費ということで、職員給与費が511万2,000円、額は少ないんでありますけども、小学校の児童、中学校の生徒にかかります学用品、避難児童への学用品代ということで16万2,000円ほどがございます。これら合わせて1,507万3,000円となったものでございます。

次に、16ページの東日本大震災復興基金繰入金2,599万1,000円の減額でございますけれども、この復興基金からの繰り入れにつきましては、モニタリング事業費にかかる確定で1,300万円の減、それから保健対策費で子どもたちのリフレッシュ事業の事業費確定で1,299万1,000円の減、合わせて2,599万1,000円の減としたものでございます。

次に、20ページの歳出になりますけども、すみません。20ページの精練の解体については、ちょっと今、調べておりますので、次の22ページの復興事業の基本構想、計画等の策定業務委託料1,050万9,000円の減額でございますけれども、この減額の確定時期につきましては、平成25年2月21日となっております。

すみません。前に戻って精練の解体工事の110万円の確定時期につきましては、平成25年3月12日でございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 何点か再質問させてもらいますけど、まず、震災復興特別交付税ですが、これ災害復旧と家屋解体全壊・半壊だと言うんだけど、特に去年も23年度でもいただいたのではないかと思うんだけど、これ毎年もらえるんですか、ずうっと。特に全壊・半壊の話は、今年度で終わりだとしても、災害復旧事業が続く限りは、ずうっともらえるものなのかどうなのか確認をしたいんですが。

それから、14ページの災害の救助費の繰替支弁金なんだけど、前も問題になった職員の人件費分ありましたよね、600何十万出していないからもらわれないんだと言って補正で上げて繰り上げて支給してという話がありましたよね。これ23年の4月から9月だということで、この前補正した600数十万円の時間外に相当するものとして、この512万円が来たんですか。それとも、それはそれで前にもらってて、今回また512万円来たんでしょうか。それを確認させてください。

それから16ページかな、リフレッシュ事業、これ東日本大震災復興基金繰入でモニタリング確定したのは分かるんだけど、リフレッシュ事業は、前1回減額していましたよね。落とす、落とさないとだいたい議会でも議論したはずなんですね。落とさないでそのまま継続したらいいんじゃないかということを書いてきたと思うんだけど、それとはこれ別の話なんじゃないかな。リフレッシュ事業を落としたと言うのは。それとも事業やらなくてぶん投げていたから落とすようになったのか、やったんだけど参加者が少ないから、これだけの金額を減額するようになったのか、そこをお知らせください。

それから20ページかな。庁舎の本体工事は、12月10日に入札やって確定したから今回落とすんだという話ですよ。ただ、その間には臨時議会もあったべし、3月議会もあったんだけど、なんでそのときは上げないで専決補正でやらなくちゃいけないのか。また、例の隠し財源対策いろいろごちゃごちゃやって、今回だって4億2,000万円の話も補正のほうでは出てくるんだけど、そういうことでは町民の人はあまり納得しないのではないのかなと。あと西部工業団地にかかわる復興の確定事業もそうですよね。2月21日だったらなんぼでも3月補正に間に合っただと私は思うんですが、これもなんで3月補正に上げないで専決なのかなあと。前から前から言っていることが、いつになっても繰り返し、繰り返し行われているのではないかなというふうに私は思うんですが。

それから、32ページ、峠の森なんだけど、修繕した後、また、ぼっこちゃんだというような、今課長の答弁だったんだけど、見るからにあの枝ひび入ってるのね、乾燥して。だから、私の見る限りは、1回も回したことないんじゃないかと、あの震災以来、あの23年のですよ。ですから、たぶん今回の6月補正には上がってこないと落とすだけだから、これ修繕料ね。ぶん投げておいたら軸まで狂って、もう使いものにならなくなるのではないかと私は危惧するんですけど、そういう心配はなくてこの落として、いつ補正で上げてよこすのか知りませんが、今度は何百万単位の補正予算になってくるのではないかと思うんですけど、そういう心配はないのかどうか、自信持ってこういうことになるのかどうか、お聞きをしたいと思い

ます。

それから、あと米子田線なんだけど、4月30日に終わったと言うんだけど、私聞いているのは、繰り越しているのは分かりますよ。分かるんだけど、2,000万円程度の予算要求だったはずですよ。これ1,000何百万円だった。そうすると、ほぼ半分減っている理由は何なんですかということをお聞きしているの。事業費が小さくなってしまったのか、例えば5メートルで道路見ていたのが、3メートルにしたから小さくなったのか、延長が短くなったのか、舗装工事をやめて砂利道にしたから、たぶん舗装はなさっているんで舗装工事はしているんですが、なんでこれだけの減額になってしまうのかということ。だから、当初の予算の取り方が過大だったのか、そこをはっきり説明をお願いしたいなと、こういうふうに思います。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

まず、峠の森の水車の件でございます。議員ご指摘のとおりでございます。修理をいたしまして、春先になりましてもう一度確認しましたときに、水を通す準備をしていたときだったんですけども、壊れているという連絡が入りまして、大至急見に行きました。やはり経年のそれ以前に壊れている量があちらこちらとまた改めて目立ちましたので、部分的に補修しただけではだめだということで、現在、そういったものも含めまして、申し訳ございませんけれども、内容等を検討させていただいております。ですから、金額等に関しては、ちょっと6月までにまとめることができませんでしたので、9月補正で提案をしたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

先ほど入札の月日でしたが、申し訳なかったんですが、25年度に繰り越しをしております。25年4月30日に終了したもので、それが確定ということになります。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

はじめに、歳入の12ページの震災復興特別交付税の件でございますけれども、24年の現年災という表現の項目で算入されておりますので、毎年、この現年災については発生すればカウントされるものだと考えております。

次に、繰替支弁の関係ですけれども、先ほど平成23年7月から23年9月というお話をしましたが、お質しのとおり、この人件費につきましては、当初定額で支給をしております。その後、差額を支給したということで、具体的には23年の3月から9月分までのこの差額について今回、歳入があったということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、専決時期につきましては、事業費が確定して、3月の通常の補正

予算に計上できませんでしたことをお詫び申し上げます。今後は、なるべく早い時期に分かった事業費については、専決を待たずに補正のほうに計上してまいりたいと思います。

それから、リフレッシュ事業につきましては、実施時期の関係から事業費を減額といたしましたので、その事業費に見合った基金からの繰り入れを取らせていただきましたので、ご理解いただきたいと思ひます。以上、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤和弘君） 36ページの町道米子田2号線の大幅に予算が減額になっているというご質問でございましたが、当初、用地購入費に関しましては、用途地域ということもございましたので、現況は田んぼでございましたが、宅地見込み地ということで単価を計上しておりました。実際は実施にあたっては田んぼの単価ということで購入できたことから、このような大きな減となってしまいました。今後、精査のうえ見積もりをして、このような差のないよう実施してまいりたいと思ひますので、大変申し訳ございませんでした。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのですね、いつもこう言うんだけど、例えば今、総務課長ね、建設課長も言ったけど、4月25日に完工したとか、4月30日に完工して確定したから落とすんだと。これ落とす日は3月31日なのね。専決補正処分は、3月31日でしょ。だから、4月25日だの30日に確定したという話はないの。だって、これ3月31日付で作っているんだから。4月25日に終わるとか、4月30日に終わるとか、誰もそのとき想像できないんだよ、3月31日。だから、後から事務処理しているのは分かるけども、だから、将来をちゃんと見越してやらなくちゃいけないし、もっと何というのかな、例えば繰り越しの報告したじゃないですか、繰越明許費の。本当はそこでなんでちゃんとやらないのかと私は思うんだよ。繰越明許でこれやったけど、その事業はこうでこうで、今の進捗状況はこうですと。全然言っていないでしょう。だから、繰り越ししているのに減額しているという話だよ、これ専決補正で。そしたらば、だから確定してないがな繰り越ししてという話がそこに出てくるんだけど、だから、その不親切なんだよね。おらだけ分かっているよ、いつも予算の説明だし、おらだけ分かって事務処理していれば良いという、出し方するのね。だから、そこはちゃんと時期を3月31日ですから、専決補正とは。3月31日時点で処理しているわけだからね。そこを踏まえて説明してもらわないと、私は非常に納得できないんですね。それで、それは今後、改めてもらうということで、ただ、町長ね、峠の森の水車は、9月補正などと言っていたらば、ぼっこれで水車なくなってしまうのではないかと私は思うんですよ。ぶん投げておけばぶん投げておく、あれ1回も何百万もかけて直したことあるんですから、ぶん投げておいて。だから、やっぱり6月補正に上がってないわけだから、臨時議会やったって何やったって、町民の財産だし、これから交流人口増やしてどうのこうのと言っているわけでしょう、町長も。肝心要の行ってみたら、小

手姫様と同じで台座ぶっ壊れているのと同じで、今度峠の森に行ったらば、水車回っていないでぽっこちないんだという話になりますから、予算落とすばかりが仕事で貯金するのが仕事でないんだから、適材適所に使えるように私はすべきだと思うんだけど、これ町長はいかがお考えなんでしょうか。落とすばかりで、それが6月補正にはね返っていないんだよね、こう事業として全部ね、落とした事業が。その辺は町長どうお考えですか。峠の森見てきましたか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

あの峠の森のほうも、そば研究会のほうもですね、除染も含めてのちやろうということでおまして、今、ご指摘ありました水車については、これは本当に水との関連がありますので、これ直さないと乾燥してしまうと壊れる一方でありますから、今、私壊れたところは見えていないんでありますが、前の時点では見ておりましたが、その後また壊れたということでもありますから、その辺を把握して、これは臨時議会でもなんでも開きながら、早めに対応するように考えてまいりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第48を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第5，議案第49号「専決処分の報告及びその承認について（専決第3号 平成24年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） これも何点かお聞きします。

まず7ページ、収入。医療給付分、滞納繰越分201万2,000円の減額補正だから、金が入ってこなかったということなんだと思うんですね。更に現年課税分で945万8,000円の減ということも、これも歳入が調定率というか、収納率が下がったということだと思うんですが、この結果、3月31日現在では国保税の滞納繰越分というのは何件でなんぼになっているのかお聞きをしたいと思います。

それから、歳出のほうであります、11ページで一般保険給付費は変更ないんですよね。ところが歳入のほうでは国県支出金が増額になっているんですけど、私よく仕組みが分かりませんので、給付費が伸びてないのに国県支出金がこれだけ増額になってくる理由と、どういう算式になるのかお知らせをいただきたいというふうに思います。

それから、13ページで基金積立金2,800万円あるんですが、この結果、基金残高はいくらなのか、説明のときなかったので、お知らせをいただきたいと思います。

更に、戻って恐縮ですが、9ページに子ども医療国保会計取り扱い分ということで他会計繰り入れがあるんですが、助産費等繰入金も280万円と大幅減額なんです、当初予算の助産費等の繰入金の金額・件数と、この3月31日現在での実質の件数はいくらになるのか、金額も含めてお知らせをいただきたい。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤修一君） ご質問に答弁いたします。

国民健康保険税の滞納額と人数ということでございますが、6月3日現在の速報値でございますが、滞納額2,060万3,285円、これが現年度分でございます。滞繰り分につきましては、6,659万129円となったところでございます。人数については、データ持ち合わせてございませんので、以上答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問の基金の残高でございますが、これまでの基金の残高が350万2,000円でございます、今回、2,825万3,000円を積み立てることによりまして、3,175万5,000円でございます。

また、先ほどの助産費等繰入金の当初予算につきましては560万円が当初予算でございます、今回283万4,000円の減額で、276万6,000円の補正後の額となります。

また、先ほどのもう1点ですね、国県支出金増額の理由につきましては、申し訳ございませんが、調査のうえ、ご答弁申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁、後ではまずいよね。

○2番（高橋道弘君） いやあの国保10ページ見ると分かるとおりですよ、この補正前の額と補正額は0だから補正額というのはいわゆるです。だけど、特定財源の内訳を見れば、国が2,500万円、3,300万円か、3,300万円増えているわけでしょう。県は18万9,000円、下のほうも今度調整交付金かな600万円増えているわけでしょう。だから、だって分かっているから専決補正したんだよね。だから、給付費増えたから国県支出金も増えたとか、調整交付金増えたというならば私分かりますよというの。だけど、そこは全然変更がないのに、結局じゃ何が減ったのかというと、一般財源が減ったんだということになったわけでしょう、これ中身見ると。国県支出金が3,400万円増えて、一般財源とその他が3,400万円減ったんでしょ、これ一番上の1項で言えば。その仕組み分からなくて提

案されたら困るんじゃないですか。普通はそこが分かっているから調整して出した  
んでしょう。私も分からないから聞いているんですよ。私に聞かれても困る。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、答弁整理のため、暫時休議いたします。  
(午後3時21分)

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。  
(午後3時53分)

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） 先ほどのご質問にお答えいたします。

これまでの経過の中で、2月28日にヒアリングがございまして、3月の補正予  
算で減額をしたところでしたが、3月22日に追加交付決定ということとなりまし  
て、今回のような結果となりました。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） それではほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第6、議案第50号「専決処分の報告及びその承認につ  
いて（専決第4号 平成24年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を  
議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 質問する前に言っておきますが、答弁できないときは答弁でき  
ませんと言ってもらえればいいですから、時間かかるからね。

7ページ、収入で特別調整交付金があって、災害は該当しないから減額になった  
んだとこういうことなんです、災害の関係については該当しないその理由は何な  
のかということと、肝心の下介護保険災害臨時特例交付金は、今度逆に270万  
円減額になってるんだけど、減額になった根拠は何なのか。

それから、11ページに主治医意見書作成委託料というのがあって90万円減、  
訪問委託調査料も52万4,000円減なんだけど、当初見込んだ認定申請件数と

今の確定件数はどういうふうになっているのか。というのは、なんでお聞きしたいかということ、後ろの介護サービス、13ページかな。13ページ見ると、全部介護サービス給付費は減額になってるんですね。ところが実際、地域の方々は入りたくても入れないという声が圧倒的に多いわけですよ。そういった中で、この主治医の意見書が減額になっているということは、認定申請が少なくなっているということだよ、逆の言い方をすると。それで、サービス費は落ちているということは、みんな使わないから落ちているわけではなくて、結局自分の使いたいサービスが受けられなくなっているから、私はサービス給付費が落ちているのではないかと思うんですよ。そういう意味で実際の当初認定申請を何件主治医意見書作成委託料で見込んでいたんだけど、それが何件で落ち着いたから90万円に減額になったのか。それをお聞きをしたいんです。現に今、待機者というのは、どのくらいいるのか、川俣町で。施設介護、施設に入所したいという人がいて、その人たちがどれほど待機者がいるのかお聞きをしておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 課長、そのようなことで質問者からありますので、答弁願います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） 7ページの特別調整交付金の2,667万1,000円の減額の関係でございますが、これは当初ですね、原子力災害に対応するためにということで、県のほうにもきちんと要望しながら対応していただくようなことで取り組みを進めてきたところでしたが、やはりこの災害の度合いというものが、1つには強制的な避難区域とか、あとそのほかの災害で考えますと激甚な風水害とか災害とか、そういうものに該当しなければちょっとそこまでは該当しないということで、これは結果として該当となりませんでした。これまで機会あるごとに要請はしてきましたが、結果として該当しませんでした。

あとまた、介護保険の災害臨時特例補助金につきましては、これは実績に基づいて減額したものでありますが、その詳細については今は分かりません。

あと先ほどの訪問件数申請に対する待機者数につきましても、調べないと、調査しないと答弁できませんので、申し訳ございませんが、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） じゃ、分からない件は、後でお知らせください、機会を見て。それで、特別調整交付金は2,667万1,000円が皆減なんだよね、これね。そして、今、課長が言ったとおり、その強制避難とかなんだとかだったら良いというわけかい。そうすると、特別調整交付金をもらっている自治体もあるんでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問ですが、交付基準に該当すればもらっている自治体あるとは思いますが、どこどこでどのくらいということまでは把握してございません。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そうしますと、山木屋地区は強制避難させているわけですよ。

山木屋地区の住民の方で介護保険を使っている方についても、該当しないと、この特別調整交付金は。そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） 今、激甚の災害というところまでしか掘んでおりませんので、あとはまだ調べないと分かりません。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは後でお知らせ願いたいと思います。

そのほか質疑ありませんか。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） これ質疑して、提案しておきながら、聞かればほとんど分からないと。ましてやこの特別調整交付金などというのは、一切川俣には該当にならないと言われているわけでしょう。これに対して、どういうふうな受け止め方を町としてはやっていくのかということの討議やなんかはやられたんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

5月の末に東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害に対応するための介護保険特別調整交付金にかかる協議というような形で、県の保健福祉部を通じて国のほうの厚生労働大臣のほうまで文書で提出をしまして協議を行っているところでございます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 町当局としては、必要だからということでこの予算を組んだわけでしょう。それが一切政府にけっぼられて、それで0になったということで物事を済ますわけにはいかないと思うんですよね。町の実態が分かっているのは、この町なんだから。政府機関で町の実態が分かるわけないでしょう。そのことをきちんと主張しなければ、今、国なんか被災地だなんか思っていないわけだから。援助やなんかは一切打ち切ろうと思っているわけだから。そういう国の姿勢にただどっぷりつかったままでは、住民の福祉も何も守れないというのが今の現状なんですよ。だから、そのことを町当局としてきちんと掘んで、やっぱり国やなんかときちんとけ喧嘩していくという姿勢がなかったらば、どんどん削られていって終わりですよ。ましてや今、国保問題や福祉問題、やっぱり川俣の姿勢がちょっとおかしいと私は思うんですよ。税は税のほうで取るだけは取ってですよ、福祉の感覚一切持たないところで税は取る。しかし、福祉のほうでは、税のことについては一切分からないというのが、川俣の実態ですよね。だから、これはね、やっぱり福祉の観点に立った課税やなんかをしていかないと、本当に住民の福祉行政というのは進まないのではないかと私は思うんですよ。だから、こういうやり方でやっていけば、まず、かかった金は全部まず、町民から取り立てると。で、福祉やなんかについては今も答弁にあるように、国がだめだと言うから、はい、そうですかというのが今の実態ですよ。これでは、本当に川俣の住民の福祉を守るといふことにはならないんじゃないかと思うので、その辺のことについては、町長はどういうふうにご考えておられるのか聞いておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁をいたします。

ただいま課長のほうから答弁ありましたように、このことを投げておくのではなくて、これは町の考えを国、県の方にも十分訴えていくというような姿勢で取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第7，議案第51号「専決処分の報告及びその承認について（専決第5号 平成24年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第8，議案第52号「専決処分の報告及びその承認について（専決第6号 平成24年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第9，議案第53号「川俣町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第10，議案第54号「川俣町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第11，議案第55号「川俣町税特別措置条例の一部を

改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第12, 議案第56号「川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○2番(高橋道弘君) 1点お伺いしたいんですけども、この過日いただきました国民健康保険運営協議会の出した資料で、国保税そのもののABCがあつてB案を採用したというのは分かるんですが、支援金一般分ではこれ全部条件同じなのね。税負担軽減対策なしで同じなんですよね。それでB案を採用しているんですけども、例えばC案とB案は何が違うかという、C案のほうは全部マイナスになっているのね、これ。B案とC案見ますとですよ。すると、なんで軽減になるそのC案でなくてB案のほう採択になったというか、その審議されてB案が良いんじゃないかというふうになったのか、理由をお聞きしたいんです。

○議長(佐藤喜三郎君) 町民税務課長。

○町民税務課長(佐藤修一君) ご質問にお答えいたします。

過日の国保運営協議会での資料B案とC案の違いということでございますが、B案につきましては、全協等でご説明いたしましたとおり、平等割、均等割額を同じにして、資産割額を2分の1で、その分を所得割額を上げるというふうなことで、大きな影響を与えないというようなことで計上しております。C案につきましては、税の軽減措置を全くないというふうなことで、応能割合と応益割合を。

支援金一般分でございますが、今申し上げましたように、そのような考え方で支援金一般分応能割50.35%、応益割49.65%、ほぼ5部5部になるように再計算いたしました。それをやりますと、議員お質しのとおりマイナスというふうなことになります。全体の税額で見ますと、この分がB案でやりますと税を集めた分がプラスが生じます。あのC案ですと0になるということで、全体で見ますとすべて変更なしのB案がよろしかろうということでB案を採用するというふうな経緯

となりました。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのね、それぞれあれでしょう、これ。医療一般分、支援金分、介護分ということで分かれて計算しているわけですよ。だから支援一般分で言えば、C案のほうが軽減になるんですよ。でも、集まってくる金は同じだと書かれているから、集まってくる金と同じなのになんで軽減になるほうを取らなかったのかが私は分からないので、なんでこのB案が採用されて、C案は却下された理由は何なんですかということをお聞きしているだけです。みんなB案のところ丸つかっているんだけど、税負担軽減やるかやらないかというのは、医療費分だけでしょう。あとは全部税負担の軽減対策はなしなんですよ、介護分も支援金分も。だとすると、同じ金額税額集める中で、減額になれば減額になったほうが良いわけでしょう、あの一般の納税者というか、保険加入者は。それなのに、なんで軽減になるほうを取らないでやるのかと。例えば簡単に言えば、あれでしょう、これ。平等割が、均等割額が応益割合でB案だと1万1,000円だけど、C案だと9,800円だと、平等割も1万1,000円が9,800円だと、こういうふうに計算して取る税額も何も同じだと書かれているわけでしょう、これ。予算額、見込み徴収率、みんな同じ金額でできると、こう書かれているわけでしょう。だから、1人当たりの調整すべき額も、1人当たりの調整すべき金額も同じ金額に載っているんだよ、B案もC案も。だったら安くなるほうが良いと思うんだけど、なんでそういうふうにならなかったのかということをお聞きしているだけです。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤修一君） 質問にお答えいたします。

今回の按分率の提案につきましては、医療分、支援金分、介護分それぞれ計算したB案を計算いたしまして過不足額ということで9,400万円生じるというふうな計算になっております。支援金分だけC案を採用いたしますと、トータルでの税額に不足が生じまして、9,400万円の財源措置では足りなくなるというふうなことで、ほかの医療一般分、介護分との兼ね合いもございまして、現行の世帯割、平等割、均等割を変えずに所得割と資産割を変えるとというふうな内容で提案いたしたところでございます。以上、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） だから課長ね、まあ町長に聞いているんだけど、おれは。結局9,400万円充当するのはどこかと言ったらば、資料によれば医療一般分にしか充当してないじゃないですか、9,400万円は。あと支援分も介護分も別に税負担軽減額は充当していないわけでしょう。それでいて、同じ料率になんでなるのか私も疑問あるんだよ、これ。だって、同じ所得で同じ人を対象にして計算しているのに、料率というか、例えば応能割合がB案だと51.21だと、C案だと50.35だと。応益割合はB案だと48.79だと、C案だと49.65だと。理解できないのは応益割合がB案よりもC案のほうが多いにもかかわらず、均等割額も平等割

額も減額になっている。普通割合が増えたらば、そっちのほうが増えるのではないかと私は思うんだけど。だから、なんでみんなB案でなかったらば、この通せないような案を提示しているのかね、当局は。例えば医療費についてはA案を採った、支援金分についてはB案を採った、介護分についてはC案を採ったと言ったらば、理屈が通らない案にして作っているならB案を選ぶしかないんだよ。あたかも別々に計算したみたいに出しているけども、実際はB案しか採用にならないようにできているなら、それはB案で行くしかないんだよ。だけど、計算例からいけば、それぞれ医療分はこうだ、支援金分はこうだ、介護分はこうだと書いているわけでしょう。だったらば、医療分をA案を採っても、支援金分をB案採っても、介護分はC案採っても理屈が通るように本来は作らなければならないんじゃないかと私は思うんだけど、なんでそうになっていないのかなど。たぶん私が言ったとおり、例えば医療費分でB案採ったらばB案全部採らないと理屈が合わないんだというふうな案の作り方で出していれば、これからですよ、資産割をなくして所得割の3方式に移行していくときに、結局はどの案作ってみたって、結局はこれしかないんだというふうにね、そこに落ち着くしかないということで審議したらば、同じことじゃないかと私は思うの。だから、あたかもばらばらに計算しているようだけれども、ばらばらに計算していないということなんでしょう、これたぶん。みんなB案でしかない、医療費でB案採ったらばB案しかないと。だから、支援金分で言えばC案の方が良いにもかかわらず、C案のほうが良いに決まっているでしょう、これ。なんでこういうふうになるのか、算式、数学から言ったら絶対にならないと思うんだよ、このB案とC案比べると。だって、応能割合と応益割合が変わっているにもかかわらずだよ、応益割合が増えているにもかかわらず、平等割だの均等割がなんで増えるのか、減額になってしまうのか。普通はウエートが高くなったら、その分は金額増えるのが当たり前だと思うんだよ、おれ。だから、矛盾は2つあって、3つ案作って、みんなA案採ったら全部A案、B案採ったらみんなB案、C案採ったらみんなC案ってね。例えばB案採るんだけど、医療費分では、じゃ支援分はC案採ったときに、じゃ介護分はどれ採った、じゃそのときには医療費も変わるのか。だったらば、最初からもうこうだこと書くことないんだ、おれから言わせれば。みんな一人ひとり1つで計算したほうが良いじゃないですか。あたかも選択肢があるように書いているでしょう。選択肢ないんでしょ、これ、課長。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤修一君） ご答弁申し上げます。

今、高橋議員おっしゃったとおり、A案を採ればすべてA案、B案を採ればすべてB案、C案を採ればすべてC案というふうな資料の作り方となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） この国保税の按分を決めるにあたって、町民税務課で医療費

はなんぼかかる、だから、税金なんぼかけなきゃならないという計算をしたのは分かりますよ。けども、国民健康保険にしる、この介護保険にしる、すべて世界に類のない国民に対する福祉行政でしょう。福祉行政を担当しているのは、町民福祉課ですよ。だから、その意見は、この中にどのように反映されているのかをお聞きしたいと思うんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

保健福祉課と町民税務課のほうで、それぞれ保健福祉課のほうはこの制度全般的なものを管轄しておりまして、そのうち税にかかる分を町民税務課のほうでということでございますが、これまでの中でも町の中では政策調整会議なり庁議なりでそれぞれ意見を交換しながら方針を定めて、それに基づいてまた運営審議会を開いてというような形でやっておりますので、まず、そのたたき台となる基本的な考え方については、保健福祉課のほうで中心的に考えるようにしながら、あと更にその中では具体的に按分率となれば税のほうが具体的にになりますので、そこは連携をとりながらこれまでも進めてきているところでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） まあ言葉ではね、この場ではそういうふうには言わざるを得ないんですが、具体的な問題として、じゃあね、ということでお尋ねすれば、税の問題そのものが福祉行政として、どういうふうな税を課すことが必要なのかということ、これは当然検討しなくちゃならない重要な課題なんですよ。ましてやこの、だからこういう案が出てくるんですよ。例えば標準世帯というふうな形で出してみたらどうかということになれば、所得は360万円だとかという、こういうものきり出てこないんですよ。川俣の世帯でね、じゃ360万円が標準になるのかということになれば、そんなことにならないでしょう。この国保税の中で半分以上は減免措置を必要とする世帯の集団なんですよ。だから、じゃ、国保世帯のこの7割減税、5割減税、2割減税に該当する人たちの世帯の標準の収入は、どのぐらいになっているかということ、これは当然国保世帯ですから福祉行政の一環ですから、これを掴まないで国保運営はできないと思うので、国保運営課長ね、税を課するに当たって、このことをどういうふうな勘案をしたのかちょっとお聞かせ願いたいと思うんですよ、保健福祉課長の下で。当然そのことを大変な生活をしている家庭ですよ。だから、そのことを税にどういうふうには反映させようとしたのか。協議してやっていると言っているんですから、どういうふうには反映させるんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えします。

それぞれ所得の少ない方のことをどのように反映させようとしているのかということでございますが、まず、基本的に考えましたのが、やはりこれまでと同じように税率アップということをお考えしないで、総体的に現状維持をするためにどうい

方法が良いかということで、いろいろとこれ町民税務課のほうとも連携をしながら、シミュレーションをしながら案を作成してきております。また、今回の条例の改正の中で資産税の2分の1ということがございますけれども、これは前の資料でもお示しをしておりますけれども、このことによってどのような効果が出てくるのかといいますと、理由としまして、1つには、収益を生んでいない固定資産への賦課に対する抵抗感が強いとか、所得がなくとも資産割は賦課されるために、低所得者層の負担になっている現実があるということで、これはこれまでもいろいろと問題になっている課題でございましたので、そういったことも勘案しながら、今般の国保税の按分率を定めるうえでは考慮してきたところでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。  
これから議案第56号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第13、議案第57号「平成25年度川俣町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 町長、まずお聞きしたいんですけど、9ページに地域の元気臨時交付金ということで新しくできた交付金ありますよね。今般はトータルの1億200万円から5,900万円のみ計上しましたという課長の説明であったわけですが、残り4,000万円なにがしあるわけですよ。それらの活用の考え方ね、どういうふうに考えているのか、これから入ってくるんですけど、この5,900万円の使い方はこの前課長に聞いたから分かるけど、4,000万円残っていますから、その4,000万円いずれ補正するんでしょうから、それらの活用の考え方についてお聞きをしておきたいと思えます。

それから、11ページに損害賠償金で東電からの賠償金だと思うんですけど、そこまでは書いてないんですけど、これね。これは農地除染の東電分が今度入ってきたんだと、こういうことなんですよ。結果みると、東電から入ってきたから、ただ財調の繰り入れをやめて、その分また財調に積むんだと言って、今般はなんだ、課長の

説明だとなんぼになるんだっけかな、今度は。今度10億円になるんだね、財調はね。2億円も増えるんだダーンと。これは財調に積んだままずっといくんですか、東電の賠償金とは。何か今後、各方面から求められている原子力災害に対する災害復興のための原資にしていくのかどうなのか。その辺ですね、お聞きをしたいと思います。

それから、13ページには、庁舎の建築業務設計委託料からいろいろいっぱい補正で載ってきた、不動産鑑定料とかね。この地権者の皆さんへの説明と合意は、今、どういう進捗状況なのかということ。

2つ目には、3,000平米から3,800平米に増えたんだなどという説明が総務課長からあったんだけど、その庁舎の設計というか、どういう庁舎を造るんだ、どういう敷地にするんだというのは、今までの総務課長の説明を聞いていると、役場の中に作った庁舎検討委員会だけで全部進めると、こういうことになっているんだけど。町長の言う協働のまちづくりだとか、町民の参画するうんぬんかんぬんと初当選以来おっしゃっているんだけど、全町民のシンボルである、復興のシンボルである庁舎造るときには、そういう町民の参画とか、パブリックコメントとか、そういうことは全く考えないでこのままどんどんいって、なんで3,000平米が3,800平米に増えたか分からなくとも、議会は認めろとこう言っているわけでしょう、今、予算。設計だから構わないべということなのかどうなのか分かりませんが。そういった町民が参画する委員会とかなんだとか作らないでこのままいくんですかということが2つ目だよ、ここで言いたいのはね。

3つ目は、だから庁舎の最終的に決める場所とは、どこなんですか、これ。どこで決めるんですか。どこで基本構想を練ったり、基本設計が良いと言ったり、悪いと言ったりというふうになるのかね。これが分からない。予算だけ認められても困りますよと、出されても困るので、私はお聞きをしたいんです。

あと歳出なんですけども、23ページに委託料でイメージキャラクター制作委託費とかね、キャラクターグッズ制作委託費なんてあるのね。イメージキャラクターを作るというからには、イメージがあるんだよね、確か何か。何もなくてイメージキャラクター作れと言われてたって、ドジョウのキャラクター作るのか、シャモのキャラクター作るのか、トンビのキャラクター作るのか分からないじゃないですか。これ何のキャラクターを作るんですかというのが1つ。

この下に書かれているグッズに至ってはですよ、たった10万円じゃないですか。このグッズとは何を想定して10万円で事業効果が上がるようなグッズができるのか私は疑問なので、それを是非明確にさせていただきたいなと、こういうふうに思うんですよ。その下に今度ね、農山漁村地域復興基盤総合整備事業ということで、まあ山木屋の復興・復旧のために9,800万円で土地連に委託して1年間やってもらって、来年の3月の議会に土地改良法に基づく議会の議決を受けて、山木屋の復旧・復興、除染と一体となった圃場整備をやるんですと、そのための調査費なんですという担当課長の説明であるわけですが、じゃ、これが来年の3月議会で

採択された後の実際の事業は何という事業になって進むことになるのか、その事業名をお知らせをいただきたいなど、こういうふうに思うわけであります。

あと29ページに、これ簡単に長期債元金償還金2,510万円とかと書かれているんだけど、これもね再三言うようなんだけど、おめらは知らなくていいということなんだよね、おれから言わせると。やっぱり繰上償還するならば、繰上償還する借入れはこれとこれとこれなんですと、これ繰上償還して、これは金利何パーセントでいつからいつまで借りたもので、今、元金なんぼ残っていますよと。それで、それを借り換えて、今度はこれを借りるんですと。利息の軽減幅はこれだけですという資料が出てきてですよ、初めて民間会社だってそうですよ。借り換えしますと言ったら、そうやるじゃないですか、取締役会やら何やらで。当然議会は、何のものを返すのか、それはいつ、何のために借りたものなのか、口で言うだけでなく、ちゃんと資料を出すべきだと思うんだけど、それはきちんとした文書で出していただけないのかお聞きをしておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

はじめに、予算書の9ページの上から2つ目の元気臨時交付金ですが、この活用の仕方のお質しでありますけども、この元気交付金につきましては、前に提案の際にも説明をしましたが、事業費にかかる国からの補助金を差し引いて、残りの町負担分について財政力の規模に応じて9割を限度に交付をされるもので、この制度が示された段階で、この元気交付金は、その補助金を差し引いた町負担分に充てるというのが優先されるために、ほかの事業に充てるわけにはいかないです。活用の仕方につきましては、この当該事業の町負担分に充てるということで、お質しのおり4,277万円がまだ残っておりますけども、具体的に凍上災につきましては、災害復旧事業ということで、この補助残については災害復旧事業債を充ててますし、道路にかかる社会資本整備総合交付金の2路線につきましても、過疎債を充てて、町負担分について対応して当面来ているために、起債のほうの協議を進めてしまっておりますので、そういった町負担分にかかる起債とこの元気交付金のやりとりの調整が今後、必要になっておりますので、その調整後にできるだけ早い機会に未計上分については補正予算で計上したいと考えております。

それから、賠償金にかかる11ページの財調の考え方でございますけれども、ご指摘のとおり、今後、災害復旧のためなどに充てるということでご理解をいただきたいと思えます。

それから、最後の借換債につきましては、後で資料を皆さんにお配りしたいと思います。具体的には、水企業団に対します一般会計出資債にかかる地方公営企業金融公庫からの平成3年、4年、5年、6年の3件の借入れで、4%以上の利率に借り換えが認められるということで、4.3%~5.6%の4本の借入れにかかるものでございます。詳細は、後でお配りしたいと思います。なお、借り換えによる効果額が409万2,000円となっております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

23ページにございますが、イメージキャラクター及びキャラクターの制作費についてでございますが、これはキャラクターを専門の機関にどのようなものでこれから作ったら良いかということの制作の委託をするということでございます。それが決まりましたら、そのキャラクターに基づきますキーホルダー的なものを考えておりますが、そういうやつを配るとか、販売する、そちらはまだ確定しておりませんが、そういったものをまず制作をして、その農産物を含めます1つのPRというものを図ってまいりたいと思ひまして計上したものでございます。

続きまして、9,800万円の調査をやった後の実質の事業に取り組むということでございますが、現在、実際に入るときは農地除染と区画整理の一体事業として暗渠整備及び要排水路の整備をするということで、具体的な事業名としましては、あくまでも農地除染と区画整理の一体事業ということでございますので、ご理解を賜りたいと思ひます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

地権者の説明会でございますが、6月6日に説明会を開催しております。参加人数は11名の方が参加されまして、どういうものを造っていくかというふうなことで説明をした後、土地については買いたいという話で終わりました。18名に通知を出しておりましたが、集まったのが11名でございます。

2つ目、3,000平米から3,800平米になったのはどうしてかということでございますが、基本構想の中では3,000平米ということでありましたが、基本計画は、今、町のほうで庁議やら政策調整会議で話をして、案はまとまっております。議員の方からもありましたように、検討委員会等でやったらどうだという話がございますので、これから検討委員会を開いてやっていきたいというふうに思っております。ただ予算は取ってございませんでしたので、流用方針がございますので、流用で対応していきたいということで、今週の土曜日に検討委員会を開催する予定でございます。

決定はどこかということではありますが、庁議と政策調整会議を開催しております。庁議については、24年10月22日に庁議を開いて、その後25年4月24日に政策調整会議、その後、役場内の新庁舎建設検討委員会、その後また庁議を開きまして、25年5月20日、あと職員の説明会も開催しております。5月15日、16日、17日、15日が21名、16日が33名、17日が29名の参加で、職員にも説明をしております。その後、庁議をまた開きまして、意見等を収集してございます。その後、地権者の説明会ということで、6月6日に説明会を開催したところでございます。以上、答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのね、町長、だから例えば9ページの元気臨時交付金で言え

ばだよ、大体今回出したのだから課長はそう言うけどね、実際は違うでしょう。その分で浮いた分があるから違う事業やると、ちゃんとこれから水道事業の補正予算出てくるわけじゃないですか、違いますか。だから、起債で見込んでいようが何で見込んでいようが、浮く一般財源が出てくるわけでしょう。出てこないなどということはないじゃないですか。だから、浮くから、地域の地方の負担を減らすために臨時交付金をよこすと言っているの。だから、いいですか、町長。事務屋の頭でなんぼ入ってきたからなんぼ出して帳尻合ってるんだと、これじゃない。それでは復興事業なんていつになつたってできないと、町長に言っているの、私は。これがこうなったらここの分浮いたなど、浮いた金で、それだからみんなが要望しているがな一日も早くやっかとか、今までこうだったけど、これをもっと充実するかとかと考えるのが、事務屋でない発想なんでしょう。だから、全くねこの臨時交付金来たから浮かないと言うならば、なにも起債でもらったって利息分だけ違うだけの話で、関係ないということになるじゃないですか。そんなことないでしょう。今回の5,900万円が来ることによって、水道事業会計は違う事業をやりますとやっているわけじゃないですか。現にそうなっているんだから。だから、これから4,200万円入ってくるならば、それで浮いた分を何をやっかという方針はどこにあるんだということを私は聞いているんだよ。そんなのは全員協議会で課長今言ったこと聞いているんだから、そんなのは理論上はそういうことで金をよこすというだけの話ですよ、国は。それを受けてどう使うかというのは、実際の知恵でしょう、町長の。それをどう考えているんですかとおれは聞いているんだから、町長しか答弁できないのよ、そんなの。

それから、総務課長答弁した庁舎の話ね。18人の地権者に説明会の案内状を出したら11人しか来なかったというんでしょう。それで、今回認めた予算ですよ合意形成はそれじゃいつまで図るつもりなんですか。だって、本人が良いと言わなければ、不動産鑑定もできなければ何もできないじゃないですか。そして、こういう庁舎を造りたいと言って地権者を集めて説明したと言うんだけど、我々議会人から見れば、こういう庁舎造りたいなどというのは、1回も聞いたことがない。1回も聞いたことがないのを今度11人の人たちには説明をしたと言ったらば、それじゃ議会でも良いと言ったのかいと言われたらば、おれは見たことがないと言うしかないわけですよ。そういう進め方はないでしょうと私は言っているの。だから、18分の11で事業をやるというならば、じゃ、いつを目途に18人の合意形成をする予定があるんですか。それから、こういう庁舎を造るんだということがあれば、それはなんで議会内にも示せないのか。そして、その示す前に、今さっきからごちゃごちゃ言っているのは、役場の中での委員会の話でしょう。庁議したの何したのそんなこと関係がない。私が言っているのは、町長が政治的に言っている町民参画だ、協働のまちづくりだと言っているんだから、だったらば、庁舎というのは正に復興のシンボルだ、町民のシンボルだと町長言っているわけじゃないですか。そして、町民にとって使いやすい、親しみやすい庁舎を造るんだと基本構想出した

わけでしょう。肝心な町民がどこにも入っていないくてね、今度は急に土曜日に委員会をやるって、委員会もないのに誰を指名して、どういう人選んでやるの、これから。金は予算流用するかもしれないけども。だから、肝心なときは町民も議会もどこさ行ってしまうんだというの、おらいの町政は。だから、そういうきちっとした委員会、町民参画した委員会の中で役場の庁舎の基本設計だとか、そういうものを検討して意見をもらうということは考えないんですかとおれは最初に聞いたはずなんです。その予算はどこにもないでしょう。それをまた誰任命したのか分からない急に土曜日に開くんだなどという話、来週の土曜日と言ったって月曜日に文書出さなかったら間に合わない。どこに委員会があって委員招集するの。何もそんな話だれも聞いていないじゃないですか。正にさっき予備費使ったら怒られたから、今度は予備費を流用して委員会開くんだなどというおかしな話になってしまうでしょう。そこは町長、だからしっかりとね、これから1回造れば30年、50年使うんだから、前の庁舎だって昭和37年に造ったがな使っていたわけだから。後世に残る財産ですよ、川俣町の。そのことをちょこちょこ一部の職員が集まって、若い人だろうが年とっていようが関係ないですよ。町民の人たちが納得するシステムの中で、納得する手続きの中で造らなかったらば、後世に悔いを残すから私は言っているんですよ。その考え町長どこにあるのか、ちゃんと委員会作って、予算も取ってやるのかどうなのかを町長明らかにしてくださいよ。

それから23ページ、産業課長の話だとなんだ、業者にどんなキャラクター作ったらいいかこれから頼むんだと。これもおかしいでしょう、町長。正にゆるキャラを作るならば、それは町民参加の下に、町民の人たちに広く募集したり、町民のアイデアをいただいて、そして、どこだってゆるキャラって作るわけじゃないですか。政策会社に100万円で委託して、川俣町はどんなの良いか作ってこいなんて、そんなばかなキャラクター作ってどうするんですか。誰が納得するんですか、町民が。だから、このところはキャラクターの制作費ではなくて、キャラクターを作るための委員会を作るとか、キャラクターを作るために募集をするための経費がかかるとか、そういうことに予算を上げるべきじゃないですか。一気に政策会社に頼んだらば、ナマズだってドジョウだって作ってくるかもしれないよ、それは。だけど、町長知っていますか、川俣町のシャモにはファイトシャモロと昔始まったときのキャラクターあるんだよ。ファイトシャモロって。そういうことも分からないで、今、仕事をしているからおかしいんだというの。元々作ったときの、シャモだったらばファイトシャモロってありますよ。見てみなさいよ、資料あるからちゃんと。昔作った商品に貼ったがなだってファイトシャモロのマーク貼ってますよ、ちゃんと。そういうことも分からないで、なんだか知らないが、近畿大学で言ったのかなんだか知らないけども、キャラクター作ることが大切だなどと、この前1年遅れだか2年遅れの公民館でおれも聞いてたけど、途中で飽きて帰ったけど。そういうがなにのっかっていくことが、制作会社だけが儲かるような、町民がまだ参加しないようなキャラクター制作はないでしょうというの。そして、グッズはキーホルダー

に決まっている話もおかしな話じゃないですか。そういうことだっただけで町民の声を聞いてやるのが、正に町長の言う協働のまちづくりだし、町民参画のまちづくりじゃないですか。こういうものは全部ね見直したほうが良いと思うんだけど、町長そう思わないの、これ。これでは全く町長の一方的な独裁者的な政策になってしまうよ。そうでしょう。誰もこだがない誰作ったんだなどと、みんなしてバカにしているようなキャラクターができちゃうじゃないですか。ああこれなら良いなと町民が思うキャラクターを作って、そして、こういうグッズだったら、お年寄りも子どもも女の人も男の人も使えるから良いとか、それはみんなで議論して決める話ですよ。一部の職員が集まって、政策会社が決める話じゃないですよ。そういうふうには思いませんか、町長。考え方を聞きたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 2番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

まず、1点目でありますけども、地域元気交付金でありますがお質しのとおりでございまして、この予算をこれから使う考え方ではありますが、今、ちょっとこれから予算等まだ事業を議会の中に提案しておりませんが、今、除染等も進んでおります。山木屋も入るわけではありますが、除染等が進んでおりますが、その中にあるのは、いろんな町道の舗装になってないところとか、あるいはうちの方の住宅関連のどこやっておりますが、そういった面での関係で住環境の整備ということ考えた場合には、なんというんですか、そういう道路に今、採石やなんかしっかりと基礎ができる今、除染なんですね。そのところに町としては予算を使って、具体的に言えば舗装をかけるとか、環境整備をしていきたいと。そんな考えでも、この予算の使い道を今現在、考えているところがございますので、具体的にはまた議会の皆さん方にお示しをする考えであります。有効に使う考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、役場庁舎であります。これもお質しのとおりでございまして、当然、私も町民総参加のまちづくりを言っているわけありますから、役場庁舎は復興の目玉事業であります。これらを広く町民の皆さん方のいろんな意見をいただきながら造っていくという考えは全くそのとおりでございまして、私もそう思っております。ただ現在、その基本となることについては、町のほうでしっかり作って、それをお示しするというような段階で、先ほど課長が答弁したようなことありますので、ご理解を賜りたいと思います。パブリックコメントももちろんありますし、町民の代表の方が参加をした委員会の中、この基本構想をしっかりと立ち上げていき、それをまた議会の皆さん方にもお示しをして、その役場庁舎のあり方について広く意見を求めながら、後世に残れる役場庁舎を作りたいと、そんな考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、イメージキャラクターの件であります。こちらのほうも町を代表するイメージキャラクターを作るのに、そういうやり方で良いのかいというご指摘でございます。委託してしまったから良いというような考えではなく、グッズもキーホル

ダーで良いんだというような安易な考え方で提案していることではないんでありますので、今、ご指摘ありましたことも含めて、早急にその対応を取っていきたくと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

いつまでやるかということですが、18名の方のうち11名で、残った方についてはこれから出向いて説明をしまいたいと考えております。早い時期に用地交渉に入りたいという考えでございます。

検討委員会なんでありますが、任期が26年の3月末までとなっておりますので、開くことが可能だということになります。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのね、町長認めて、そのとおりやると言うから、それはあまり突っ込まないけど、総務課長ね安易にね検討委員会26年3月までだったから、それで良いんだという話にならんでしょう。だって今度は造る話なんだよ。この前は何のための検討委員会だったの。用地選定の検討委員会だよ、あなた。そういうところが、あなたたち事務的だと言うの。あればいいべと言って、用地選定のための委員とだよ、建物がどうい建物が良いかという委員は別の話じゃないですか、専門性から何から言ったって。それにだよ、民間の町長の言うとおおり、町民の代表を入れると言うならば、肩書きばかりで入れたってだめですよ。例えばバリアフリーと言って、この前の検討委員会に障がい者の代表の人たちとか、高齢者の代表の人たちとかって入っていないじゃないですか。障がい者だってね、耳の聞こえない人から目の見えない人からいっぱいいるわけよ。車いすだけではないんだから。そういうことを考えたことありますか、あなたたち庁舎造るときに。そういうことを抜けるから、大学の専門家だとか、それなりの団体の方々をみんな網羅して、そして、正に町民に親しまれやすい、利用しやすい庁舎にしくちやいけないんじゃないですか。そういうことを提言してくれるのが、専門家なんだよ。大学の先生だったり、あるいは設計者なんですよ。そういうものに配慮した人選をして、きちっと造らないとだめだから私言っているの。安易にやればいい。そして、ただ手続き論としてこれを打ったんではだめですよと言うの。本当にその声が設計に、施工に反映するように造っていかなかったら意味ないじゃないですか。仕事はこなせば良いんだみたいに考えているから、私は言いたくなる。町長は分かっていると思うから、たぶんそうやってくれると思うから言わないけど、だから、来週の土曜日開くなどというのはやめてください、町長。ちゃんとそこを検討して、本当に実りある議論ができる、そして、町民の人たちの負託にこたえられる委員会にしてから進めるべきですよ。どうせ遅れているんだもの何も町民の人たち27年にできるなんて誰も思っていないんだからもう。28年になっただって、29年になっただって構わないじゃないですか、それは。ちゃんとしたものを造ったほうが。それはどうしてもだめだと言うならば、何も学校なんて空き教室いっぱいあるんだから川中に行った

って、どこに行ったって飯館の人出て行ったらば、川中の空き教室だって空くんだからなんぼだってできるじゃないですか、役場の機能なんて。そして、50年の信頼、50年後にまさか大したものを造っていたなと言われるように、後輩の人たちに言われるような庁舎を造るのが私は古川町長の責務だと思うんですが、是非そういうふうになるように町長にがんばっていただきたいんですが、町長の決意のほどをキャラクターも含めてお伺いしておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、町長の答弁の前にちょっとお待ちください。

ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、延長したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、延長することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは町長、答弁願います。町長。

○町長（古川道郎君） 2番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

先ほど私も答弁いたしました。今、議員のお質しの点もありますが、そういったようなことで庁舎建設については、後世に語れるしっかりとした役場庁舎を造っていく考えで進めてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、イメージキャラクター等につきましても、議員のお質しのようなことで、やっぱりしっかりしたものにしていきたいと、そういう思いは同じでありますので、再度検討を加えながら、このやり方についても考えさせていただき、そして、進めさせていただきますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第14、議案第58号「平成25年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第15, 議案第59号「平成25年度川俣町介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第16, 議案第60号「平成25年度川俣町水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで議事日程の追加についてお諮りいたします。

発議3件、その他2件を本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

したがいまして、発議3件、その他2件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第1，発議第6号「川俣町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） ここで提出者の説明を求めます。

石河議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） 議会運営委員長の石河でございます。

川俣町議会委員会条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

川俣町議会委員会条例（昭和49年川俣町条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「会期の始めに議会」を「一般選挙後の初議会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成25年6月13日提出

川俣町議会議長 佐藤喜三郎

提案理由の説明をしたいと思います。

地方自治法の改正によりまして、委員の選任が地方議会の委員会条例に委任されたことに伴い、3月議会で一部改正を行いました。この際、常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任すると地方自治法に定められていた条文を引用して会期の始めにといたしました。誤解を招く表現であるため、この部分を一般選挙後の初議会と改めるものであります。以上であります。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから、発議第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 追加日程第2, 発議第7号「川俣町庁舎建設特別委員会設置に関する決議」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長(佐藤光正君) 別紙発議書を朗読した。

○議長(佐藤喜三郎君) ここで提出者の説明を求めます。

総務委員長 菅野正彦君。

○総務文教常任委員長(菅野正彦君) 9番 菅野正彦でございます。

川俣町庁舎建設特別委員会設置について

次のとおり、川俣町庁舎建設特別委員会を設置するものとする。

平成25年6月13日提出

川俣町議会議長 佐藤喜三郎

#### 記

1. 名 称 川俣町庁舎建設特別委員会
  2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び川俣町議会委員会条例第4条
  3. 目 的 役場庁舎建設に向けた諸課題の調査・提言をするため
  4. 委員の定数 議長を除く全議員15名
  5. 期 間 閉会中、平成27年9月議会定例会まで
- 提案理由を説明いたします。

川俣町役場庁舎は、東日本大震災において大きな被害を受け危険建築物となり、改築の必要性に迫られています。建設にあたっては、役場庁舎という目的から町民の利用に際しての利便性と様々な機能及び設備を有することとなるものです。町民の負託を受けた議会として、役場庁舎の機能等について、調査、提言することを目的に本特別委員会を設置するために提案するものです。以上。

○議長(佐藤喜三郎君) これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから、発議第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） お諮りいたします。

ただいま設置されました川俣町庁舎建設特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本特別委員会の委員の選任については、議長において指名することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、本特別委員会の委員に、

1 番議員 村上源吉君、2 番議員 高橋道弘君、3 番議員 高橋真一郎君、  
4 番議員 嶋原利光君、5 番議員 高橋道也君、6 番議員 菅野清一君、  
7 番議員 菅野意美子君、8 番議員 新関善三君、9 番議員 菅野正彦君、  
10 番議員 黒沢敏雄君、11 番議員 五十嵐謙吉君、12 番議員 高野善兵衛君  
13 番議員 石河清君、14 番議員 遠藤宗弘君、15 番議員 斎藤博美君  
以上、15名を指名いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） これから特別委員会を開催していただき、委員長、副委員長の互選をお願いいたしますので、ただいま指名しました議員の皆様は、第4研修室までお集まりください。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで暫時休議いたします。（午後5時08分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。（午後5時26分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ただいまの互選結果について報告いたします。

委員長に菅野正彦君、副委員長に黒沢敏雄君、副委員長に高橋道也君、以上のように互選されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、追加日程第3、発議第8号「東京電力福島第一原子力発電所事故に関する損害賠償請求権時効を排除する立法措置を求める意見書」を議題といたします。

局長朗読。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○総務文教常任委員長（菅野正彦君） 9番 菅野正彦でございます。

朗読をもって説明に代えさせていただきます。

東京電力福島第一原子力発電所事故に関する損害賠償請求権時効を排除する立法措置を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「本件原発事故」という。）は、我が国がこれまで経験したことのない未曾有の大事故であり、広範囲かつ、長期にわたり、深刻な影響を及ぼし続けている。福島県内に避難を余儀なくされた避難者は約9万8,000人、県外への避難者は約5万5,600人ともいわれ、いわゆる「自主的避難者」も含めれば、避難を余儀なくされた被害者の数は正確に把握することさえ困難である。

未だ今後の生活の再建の道筋さえ見通せない多くの被害者に対し、本件原発事故から3年以内に、自ら権利の保全措置を講ずるよう求めることは不可能を強いるようなものであり、特に高齢者や障がい者は、自ら声を上げること自体が困難であつて、これをすべて救い上げるには、まだまだ時間が必要である。

しかるに、加害者である東京電力は本件原発事故に係る損害賠償請求権について民法724条前段の消滅時効の規定が適用されることを前提に、ごく限定された対象者に対し、ごく限定された範囲でのみ、適用が排除される旨、表明しているにすぎない。

本件原発事故は、広範囲にわたり、極めて多数の被害者に対し、長期間にわたり、様々な被害を与える特殊な大事故であつて、その被害者の現状を直視すれば、参議院東日本大震災復興特別委員会、衆議院文部科学委員会の付帯決議のとおり、被害者側に民法724条前段が適用されない旨の主張立証責任を負わせることなく、これを救済する特別な立法措置を講ずることは当然である。

全ての被害者が十分な期間にわたり損害賠償請求権の行使が可能となるよう、短期消滅時効及び消滅時効・除斥期間に関して検討を加え、法的措置の検討を含む必要な措置を講ずるようそれぞれ求められているところから、まさに本件の立法措置が「必要な措置」であるというべきである。

よって、本件原発事故に係る損害賠償請求権については、民法724条前段の消滅時効を適用しないものとする立法措置を講ずるよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年6月13日

衆議院議長 伊吹文明 様  
参議院議長 平田健二 様  
内閣総理大臣 安倍晋三 様  
法務大臣 谷垣禎一 様  
文部科学大臣 下村博文 様  
経済産業大臣 茂木敏光 様  
環境大臣 石原伸晃 様  
復興大臣 根本 匠 様

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。  
これから、発議第8号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第4，所管事務調査について  
議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） お諮りいたします。  
ただいま通知のとおり、実施することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。  
よって、所管事務調査については、ただいま通知したとおり実施されることに  
決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第5，議員の派遣について  
議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） お諮りいたします。  
ただいま朗読のとおり、参加することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。  
よって、朗読のとおり参加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。  
これで本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

会期7日間にわたり慎重に審議いただき、誠にありがとうございました。心から  
御礼を申し上げます。

これもちまして平成25年第3回川俣町議会定例会を閉会いたします。ご苦労  
さまでした。 (午後5時36分)

本定例会で決定した事件は、次のとおりである。

- 議報告第2号 例月出納検査結果報告について
- 報告第 2号 寄附採納報告
- 報告第 3号 町が資本金を出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について
- 報告第 4号 平成24年度川俣町繰越明許費の繰越しの報告について（一般会計）
- 議案第47号 専決処分の報告及びその承認について  
（専決第1号 川俣町税条例の一部を改正する条例）
- 議案第48号 専決処分の報告及びその承認について  
（専決第2号 平成24年度川俣町一般会計補正予算（第10号））
- 議案第49号 専決処分の報告及びその承認について  
（専決第3号 平成24年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））
- 議案第50号 専決処分の報告及びその承認について  
（専決第4号 平成24年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第3号））
- 議案第51号 専決処分の報告及びその承認について  
（専決第5号 平成24年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））
- 議案第52号 専決処分の報告及びその承認について  
（専決第6号 平成24年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第1号））
- 議案第53号 川俣町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 川俣町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 川俣町特別措置条例の一部を改正する条例
- 議案第56号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第57号 平成25年度川俣町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第58号 平成25年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第59号 平成25年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第60号 平成25年度川俣町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第61号 川俣町情報公開審査会委員の任命について
- 発議第 6号 川俣町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 発議第 7号 川俣町庁舎建設特別委員会設置に関する決議
- 発議第 8号 東京電力福島第一原子力発電所事故に関する損害賠償請求権時効を排除する立法措置を求める意見書

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 五十嵐謙吉

同 署名議員 高野善兵衛